

## 仕 様 書

- 1 件 名  
モエレ処理場 No. 2 返送汚泥ポンプほか更新業務
- 2 内 容  
モエレ処理場の No. 2 返送汚泥ポンプ（型式：CNA65-22）及び No. 1 濃縮汚泥抽出ポンプ（型式：CNA50-18）を更新する。  
また、ポンプ更新に併せて付属する弁類及び配管等を更新する。
- 3 作業場所  
モエレ処理場  
札幌市東区モエレ沼公園 1 番地 2 号
- 4 作業時間  
原則午前 9 時 ～ 午後 5 時とする。
- 5 期 限  
令和 7 年 3 月 2 8 日（金）
- 6 補償・事故対応
  - (1) 損害の補償  
受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害（完了後に発覚した本作業に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。
  - (2) 事故対応  
業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。  
また、本作業に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。
- 7 法令遵守（コンプライアンス）の徹底  
受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。
- 8 環境負荷の低減
  - (1) 履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
  - (2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。
  - (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。
  - (4) 使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。
- 9 提出書類
  - (1) 業務着手届 1 部（業務責任者指定通知書、業務工程表含む）
  - (2) 業務完了届 1 部

- (3) 業務報告書 1部（必要に応じて写真を含めること）
- (4) その他委託者が指示するもの

10 その他

- (1) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (2) その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。

11 問合せ先

住 所 札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1  
担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所 横山  
電 話 011-783-5314  
F A X 011-783-5313